

岩手県監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月6日

岩手県監査委員 五日市 王  
 岩手県監査委員 川村 伸浩  
 岩手県監査委員 五味 克仁  
 岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
政策企画部政策企画課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
政策企画部秘書課	〃	〃
総務部総務室	〃	〃
総務部人事課	〃	〃
総務部行政経営推進課	〃	〃
総務部税務課	〃	〃
総務部管財課	〃	〃
総務部総務事務センター	〃	〃
復興防災部復興危機管理室	〃	〃
復興防災部復興推進課	〃	〃
復興防災部復興くらし再建課	〃	〃
復興防災部防災課	〃	〃
復興防災部消防安全課	〃	〃
ふるさと振興部ふるさと振興企画室	〃	〃
ふるさと振興部市町村課	〃	〃
ふるさと振興部学事振興課	〃	〃
ふるさと振興部調査統計課	〃	〃
ふるさと振興部地域振興室	〃	〃
ふるさと振興部県北・沿岸振興室	〃	〃
ふるさと振興部国際室	〃	〃
ふるさと振興部交通政策室	〃	〃
ふるさと振興部科学・情報政策室	〃	〃
文化スポーツ部文化スポーツ企画室	〃	〃
環境生活部環境生活企画室	〃	〃

環境生活部資源循環推進課	〃	〃
環境生活部県民くらしの安全課	〃	〃
環境生活部若者女性協働推進室	〃	〃
保健福祉部保健福祉企画室	〃	〃
保健福祉部健康国保課	〃	〃
保健福祉部地域福祉課	〃	〃
保健福祉部長寿社会課	〃	〃
保健福祉部障がい保健福祉課	〃	〃
保健福祉部医療政策室	〃	〃
保健福祉部子ども子育て支援室	〃	〃
保健福祉部医師支援推進室	〃	〃
商工労働観光部商工企画室	〃	〃
商工労働観光部経営支援課	〃	〃
商工労働観光部産業経済交流課	〃	〃
商工労働観光部定住推進・雇用労働室	〃	〃
商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	〃	〃
商工労働観光部観光・プロモーション室	〃	〃
農林水産部農林水産企画室	〃	〃
農林水産部流通課	〃	〃
農林水産部畜産課	〃	〃
農林水産部林業振興課	〃	〃
農林水産部森林整備課	〃	〃
農林水産部水産振興課	〃	〃
農林水産部漁港漁村課	〃	〃
農林水産部競馬改革推進室	〃	〃
農林水産部全国植樹祭推進室	〃	〃
県土整備部県土整備企画室	〃	〃
県土整備部道路建設課	〃	〃
県土整備部道路環境課	〃	〃
県土整備部河川課	〃	〃
I L C 推進局	〃	〃
出納局	〃	〃
盛岡広域振興局経営企画部	〃	〃
盛岡広域振興局県税部	〃	〃
盛岡広域振興局保健福祉環境部	〃	〃
盛岡広域振興局林務部	〃	〃
盛岡広域振興局土木部	〃	〃
県南広域振興局県税部	〃	〃
県南広域振興局県税部花巻県税センター	〃	〃

県南広域振興局県税部一関県税センター	〃	〃
県南広域振興局土木部千〇土木センター	〃	〃
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	〃	〃
岩手県先端科学技術研究センター	〃	〃
岩手県県央保健所	〃	〃
岩手県議会事務局	〃	〃
岩手県教育委員会事務局教育企画室	〃	〃
岩手県教育委員会事務局学校教育室	〃	〃
岩手県教育委員会事務局保健体育課	〃	〃
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	〃	〃
岩手県選挙管理委員会事務局	〃	〃
岩手県警察本部	〃	〃
岩手県盛岡東警察署	〃	〃
岩手県盛岡西警察署	〃	〃
岩手県収用委員会事務局	〃	〃
岩手海区漁業調整委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

- (1) 総務部人事課 資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を提出していないものが1件、61,540円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 総務部管財課 行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが5件、4,433,883円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 総務部総務事務センター 私有電話料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが10件、114,140円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) ふるさと振興部ふるさと振興企画室 収入未済金の繰越調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、49,673,715円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 環境生活部若者女性協働推進室 物品の管理に当たり、管理方法が不適切なものが22件、2,928,481円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 商工労働観光部産業経済交流課
  - ア 赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、159,704円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
  - イ 物品の管理に当たり、公の施設の指定管理者が購入した県に帰属する備品について、備品管理一覧表を整理していないものが6件、490,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (7) 農林水産部漁港漁村課 委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (8) 盛岡広域振興局林務部 行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが3件、2,930,684円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (9) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 内部統制の取組に当たり、会計事務に係る任意点検項目として設定した発生防止策に十分に取り組んでおらず、不適切な事務処理を複数件繰り返すなど、内部けん制機能が働いていないものがあったの

で、適正な事務の執行に努められたい。